

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合証人等の実費弁償に
関する条例

平成27年4月1日

条例第14号

改正 平成29年5月12日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定による実費弁償その他組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の執行を補助するため出頭し、参加し、又は出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の職員以外の者が旅行した実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の方法)

第2条 実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席したとき支給する。

2 実費弁償の額及び支給方法は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第12号）の費用弁償の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。